法 人 名		独立行政法人国際交流基金
案 件 番	号	R4-41
入 札 及 び 契 約 フ	方 式	一般競争
契 約 の 件 名 及 び	数 量	日本語能力試験 試験資材等国際宅配業務委託契約(令和4年度~令和5年度)
契 約 締 結	日	令和4年4月1日
契約の相手方の商号又は名	3 称等	株式会社OCS
		令和4年1月11日 入札公告
		令和4年2月8日 入札説明会(オンライン)
入 札 経 緯 及 び 絹	洁 果	令和4年2月15日 仕様書に係る質問受付締切
		令和4年3月2日 事前審査書類(適合証明書)提出締切
		令和4年3月15日 開札
	—	者応札・応募の改善取組内容
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	前回2021年の応札を断念した業者から条件が厳しいとあった仕様 (Door to Doorでの配送、受託停止国がある)については、試験機密配 送であり輸送途中での機密漏洩を防ぐためにもDoor to Doorが好まし いことや、全世界的に実施している試験であるため、受託停止国があ ることは運営上好ましくないため、仕様の見直しは現実的ではなかっ た。
②業務等準備期間の十分な確保	×	日本語能力試験の準備期間については、海外実施機関とのやり取りに時間を要し、もともと全般的に各種作業期日がタイトとなっており、本輸送業務だけ業者側にとって余裕のあるスケジュールを緩めるわけにもいかない現状があるため、業者側が十分に準備期間をとれるようにする仕様書の見直しができなかった(輸送のスケジュールに余裕を持たすと、現地での試験申込期間や、日本での試験問題等試験資材等、送付物作成スケジュールがタイトとなってしまうなど、試験業務スケジュール全体の調整が難しいという状況あり)。
③公告期間の見直し	×	前回、入札公告から事前審査書類提出および応札までの期間が短い とのアンケート結果があったため、法定で定められている期間より長く スケジュールを確保することを目途としたが、内部の事務処理が円滑 に進まなかったため、法定で定められる期間の維持で精一杯となり、 更に余裕のある期間を設けることができなかった。
④公告周知方法の改善	0	基金Webサイトへの広告及び官報公告を行った。また、前回入札資料の交付を行った6業者へも公告の連絡を個別に行った。
⑤電子入札システムの導入	×	-
⑥業者等からの聴き取り	0	事前に入札説明会を実施し、質問を受け付けた。また、入札実施後も、参加業者へアンケートを取り、聞き取りを実施した。前回入札時(令和2(2020)年)では、新型コロナ渦に入って間もない時期であったため、オンライン会議を実施するインフラ体制もなく、説明会は実施せずに資料配布の見であったが、応札事態企業より、資料配布だけでは業務内容が十分に理解できなかったという意見もあったため、今回は、オンラインによる説明会を実施した。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

引き続き収束していない新型コロナ渦や昨今のロシア情勢により、国際輸送の環境が以前よりも不安定な状況となっている中で、平常時と同様に確実に日本語能力試験の実施準備が現地側でできるための輸送体制を入札の条件としなければならないため、当方側で配慮すべき点が限られるが、今回落札した業者以外の複数業者からヒヤリングをするなどして、試験運営に支障がない範囲での仕様内容の変更が可能かどうか検討を行っている。業者側の業務負担軽減の一環として、試験問題以外の広報物については、電子化を進めることにより送付物量を少なくしていく方針である。

契約監視委員会のコメント

基金の取組みは妥当であると考える。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

本案件を審議した契約監視委員会の委員

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札·応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

法 人	名	独立行政法人国際交流基金
案 件 番	 号	R3-3
入 札 及 び 契 約	方 式	一般競争入札
契 約 の 件 名 及 び	数量	令和4年度海外事務所及び中国「ふれあいの場」雑誌購送
契 約 締 結	日	令和4年3月14日
契約の相手方の商号又は:	名称等	株式会社ペガサスグローバルエクスプレス
		令和4年2月16日 入札公告
 入 札 経 緯 及 び	結果	令和4年2月22日 入札説明会(オンライン方式)
	和 木	令和4年2月24日 仕様書にかかる質問受付締切
		令和4年3月2日 入札·開札
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	0	本件業務は、令和3年度まで拠点管理課と日中センターが別個に入札・契約(両件とも同じ会社による1者応札)を行ってきた。業務内容としては類似のものであり、規模拡大により応札者が増えることを期待するとともに、調達業務合理化の趣旨を踏まえ、会計課にて両部署の業務を統一した1業務として入札を実施した。
②業務等準備期間の十分な確保	×	過去の入札における取組と同様。
③公告期間の見直し	×	過去の入札における取組と同様。
④公告周知方法の改善	×	公告の公示にあたっては、これまで入札を行ってきた両部署の協力も得て、当該業務を遂行できそうな会社への呼びかけを実施した。資料請求依頼は5者、説明会への参加は3者に留まった。
⑤電子入札システムの導入	×	-
⑥業者等からの聴き取り	0	資料請求依頼はあったが入札には不参加だった企業にアンケートを送付したところ、以下の回答があった。 ・履行すべき役務・納入すべき物品の内容から、人員体制の確保が困難で履行できないと判断したため。 ・受注しても採算が見込めない事業であると判断したため。
ナルトンはて東後と松の外田寺ギフェルルを世界		

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

雑誌の購入と海外への送付という業務内容自体は単純なものではあるが、両者を定期的にかつ効率的に行える体制を持っている業者が非常に限られることが原因として考えられる。

制を持っている業者が非常に限られることが原因として考えられる。 これまでの経緯から、現行の契約相手方(ペガサスグローバルエクスプレス)に対抗できるような業者を発掘すること は困難であることが予想されるが、これまで説明会に参加してきた業者からより詳細な聞き取りを行うとともに、規模 の小さい業者を含めて新しい業者の開拓に努めることとしたい。

契約監視委員会のコメント

基金の取組みは妥当であると考える。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

本案件を審議した契約監視委員会の委員

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札·応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

法人	——— 名	独立行政法人国際交流基金	
	 号	R4-42	
入 札 及 び 契 約	 方 式	入札不調	
契約の件名及び	数量	R4国際交流基金本部FL所蔵映画等に関する小口貨物等の日本国内 への返送及び外国・地域間の宅配手配業務契約	
契 約 締 結	日	令和4年4月1日	
契約の相手方の商号又は	名 称 等	ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社	
		令和4年2月 4日(金) 入札公告、入札説明書等交付開始	
1 +1 女文 女芸 T4 75 -	(2月17日(木) 入札説明会(任意参加)(3者参加)	
入 札 経 緯 及 び † 	結果	3月 1日(火) 仕様書に係る質問受付締切	
		3月15日(火) 入札·開札	
改善項目	状況	具体的な取組内容	
①仕様書の見直し等	×	入札説明会には3社の参加を得たが、「不慣れな業務があり、仕様を満たした対応ができない」として2社が辞退し、1社応札となった。第三国間輸送や一部の国との輸送費積算が障壁となったと考えられる。	
②業務等準備期間の十分な確保	×	令和4年4月1日に契約を開始するところ、同年3月15日の開札で、年度末の繁忙期に準備期間が短かったことから、次回は十分な準備期間を確保できるよう改善を図る。	
③公告期間の見直し	0	公告から入札までの期間を39日間確保した(前回28日)。	
④公告周知方法の改善	0	候補となりそうな業者を対象に積極的に広報を行い、3社が入札説明会に参加した。	
⑤電子入札システムの導入	×	_	
⑥業者等からの聴き取り	0	応札を辞退した業者に対して、アンケート調査を行った。	
法人			
引き続き、入札公告から入札までの期間を十分に確保するとともに、第三国間輸送や一部の国との輸送は仕様には 含めない(必要に応じて別契約とする)対応を検討する。			
契約監視委員会のコメント			
基金の取組みは妥当であると考える。			
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
ᆂᅔᄱᅩᅘᆓᇿᆚᅒᄱᄄᄱᇎᄝᇫᇫᇎᄝ			
本案件を審議した契約監視委員会の委員 渡邉一弘委員、宮本和之委員、山本裕子委員、井澤めぐみ委員			
皮隆 加女貝、日本加之女貝、田本代丁女貝、元序のハ か女貝 (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善			

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

法 人	名	独立行政法人国際交流基金
案 件 番	号	R4-43
入 札 及 び 契 約	方 式	入札不調
契 約 の 件 名 及 び	数量	日本映画ウェブサイト「JFF+」運営業務委託契約
契 約 締 結	日	令和4年4月1日
契約の相手方の商号又は	名 称 等	株式会社cinra
		令和4年1月24日 入札公告
		令和4年2月25日 入札説明会
入 札 経 緯 及 び :	結 果	令和4年2月25日 仕様書に係る質問受付締切
		令和4年3月15日 技術提案書等提出締切
		令和4年3月24日 開札
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	ウェブサイトの運用と日本映画にかかわる記事制作業務の委託で、仕様書の全ての項目に対応することのできる業者が限定的であったと考えられる。
②業務等準備期間の十分な確保	×	令和4年4月1日に契約を開始するところ、同年3月24日の開札で、年度末の繁忙期に準備期間が短かったことから、次回は十分な準備期間を確保できるよう改善を図る。
③公告期間の見直し	0	公告から技術提案書等の提出締め切りまで50日、入札まで59日を確保した。
④公告周知方法の改善	0	いずれも候補となりそうな業者を対象に積極的に広報を行い、13社に、 入札説明書等の資料を配布したが、説明会参加者は3社にとどまり、事 前審査資料を提出したのは1社のみであった。
5電子入札システムの導入	×	-
⑥業者等からの聴き取り	0	2社に事情聴取したところ、「業務過多により、技術提案書の作成に対 応できなかった」との回答を得た。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		

ウェブサイトの運用と記事制作(編集)という、2つの専門的な業務にかかわる入札で、全ての仕様に対応できる業者 が限られていることが要因。引き続き、十分な公告期間を確保するとともに、候補となりそうな業者に対して事前ヒアリ ングを行い、場合によっては、仕様の変更も検討する。

契約監視委員会のコメント

基金の取組みは妥当であると考える。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

本案件を審議した契約監視委員会の委員

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善 方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

法 人	名	独立行政法人国際交流基金
案 件 番	号	R4-40
入 札 及 び 契 約 ス	方 式	企画競争
契 約 の 件 名 及 び	数量	モスクワ日本文化センター運営に係る業務委託契約(R4-6年度分)
契 約 締 結	日	令和4年4月1日
契約の相手方の商号又は名	3 称等	LLC Kei-Ei Consulting
		令和4年2月18日 企画競争募集公告
		令和4年3月2日 説明会開催(於:モスクワ日本文化センター)
入 札 経 緯 及 び 糸	結 果	令和4年3月15日 企画競争提案書提出期限
		令和4年3月21日 審査(書面審査)
		令和4年3月25日 結果通知
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	0	契約期間を従来の1年間から3年間の複数年契約に変更し、現地業者にとって応札しやすい条件に見直しを行った。また今回の募集においても、評価基準(評価項目・配点、評価方法)を募集広告に明示した。
②業務等準備期間の十分な確保	×	今回の募集においても、公告時にモスクワ日本文化センターより現地業者2者に公示内容の情報を案内するとともに、3月4日までに応募に関する質問を受け付けることにより、企画競争提案書の準備が円滑に行われるように努めた。
③公告期間の見直し		「平成24年度第2回契約監視委員会」における指摘を踏まえ、今回の募集においても、企画競争の募集広告から提案書提出期限まで1か月を確保した。
④公告周知方法の改善	×	今回の募集においても、ウェブサイトにて広告後、モスクワ日本文化センターより、直ちに募集広告及び説明会等について現地業者2者に案内した。
⑤電子入札システムの導入	×	-
⑥業者等からの聴き取り	0	今回の募集においても、企画提案書の提出を見送った業者にその理由を聴取した。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

法人における事後点検の結果講ずることとした措置

平成27年度の契約監視委員会では、「一者応札もやむを得ない状況と理解する。こうした特殊で固有の事情がある案件については、無理に競争性をもたせようと多大な時間と労力をかけることはかえって手間ばかり増え、効率性を妨げる側面もある。」とのコメントがあり、本件が一社応札であることについて、一定の理解を得ていると承知している。一方で、モスクワ日本文化センターから、企画提案書の提出を見送った1者にその理由を聞いたところ、「仕様書の『4.業務委託内容』の各業務について、日本語及びロシア語で業務遂行が可能であることという要求が、特殊かつ高度な内容であり、対応できる人材の確保等が容易ではない」とのコメントがあった。次回の企画競争実施時には、冒頭の業者コメントも踏まえつつ、現地(モスクワ)における公示前の非公式な情報共有(打診)において、基金が求める役務内容をより詳しく説明することにより、業者側の業務内容の理解を深め、応募の促進を図ることとしたい。

契約監視委員会のコメント

基金の取組みは妥当であると考える。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

本案件を審議した契約監視委員会の委員

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

法	名	独立行政法人国際交流基金	
案 件 番	号	R4-45	
入 札 及 び 契 約 方	式	公募	
契 約 の 件 名 及 び 数	量	令和4年度「Performing Arts Network Japan(略称PANJ)」に係る企画、編集、翻訳及び運営業務一式委託契約	
契 約 締 結	日	令和4年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称	等	株式会社文化科学研究所	
		令和3年12月22日 公募公告	
入 札 経 緯 及 び 結	果	令和4年1月12日 公募説明会を開催(2者が参加)	
		令和4年1月31日 提案書等提出受付締切日(1者が提出)	
	—:	者応札・応募の改善取組内容	
改善項目	況	具体的な取組内容	
①仕様書の見直し等	<		
②業務等準備期間の十分な確保)	今回は前回に比べ、公告開始と応募締切の両方を早めることで、翌年からの業務開始までの準備期間を半月程度長く確保。	
③公告期間の見直し	<	前回40日間に対し、今回は41日間で設定。	
④公告周知方法の改善	0	前回同様、関心を持ちそうな業者に個別に声をかける等したところ、前回1社のみの参加だった説明会に2社が参加。	
⑤電子入札システムの導入	×		
⑥業者等からの聴き取り	0	入札説明会に参加したが提案書を提出しなかった業者に対して理由を 確認したところ、想定していた業務内容と異なっていたためとの回答を 得ている。	
法人にお	らける	る事後点検の結果講ずることとした措置	
次回公募時には、より多くの業者の参加を促すため、前広に告知すると共に、幅広く声をかけることとするとともに、全体業務の分割契約の可能性についても検討する。			
契約監視委員会のコメント			
基金の取組みは妥当であると考える。			
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
ᆂᅔᄽᄼᅘᄙᆛᆝᆂᅒᄵᄧᄱᆍᄝᇫᇫᇎᄝ			
	本案件を審議した契約監視委員会の委員 度邉一弘委員、宮本和之委員、山本裕子委員、井澤めぐみ委員		
及避一加安良、呂本和之安良、田本裕丁安良、井澤の、の安良 注)1 「一名はせ、広草の改善取組内容」における「改善位見」は、東京31年7月2日東欧連絡「普魚駅約における1名広共・1名広草についての改善			

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札·応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

法人	——— 名	独立行政法人国際交流基金
案 件 番		R3-2
	方 式	
契約の件名及び	数量	日本語専門家等の派遣事務に関する業務委託契約
契 約 締 結	日	令和4年1月18日
契約の相手方の商号又は	名称等	一般社団法人国際フレンドシップ協会
		令和3年10月22日 入札公告
		令和3年11月18日 入札説明会
入 札 経 緯 及 び 結 果		令和3年12月2日 仕様書に関する質問受付締切
入 札 経 緯 及 び 	和 未	令和3年12月10日 提案書提出
		令和3年12月20日~21日 面接審査
		令和4年1月12日 入札実施
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	0	本件業務は当基金が海外に派遣する日本語専門家等の、諸申請の認定、月次報酬及び各種費用支払いのための事務処理全般であり、関係諸規程を理解のうえ、正確かつ安定した遂行のため習熟が必要であるため、契約期間について、従前の1年(引継期間を除き、最長5年を限度として延長可)から、3年に変更した。
②業務等準備期間の十分な確保	0	前受託業者からの引継期間を2か月確保している。
③公告期間の見直し	0	前広な告知として、公告から説明会まで4週間、説明会から提案書の提出まで3週間を、それぞれ確保した。
④公告周知方法の改善	0	基金ウェブサイトに掲載のうえ、前回入札説明会に参加した2団体へ個別に呼び掛けた。
⑤電子入札システムの導入	×	-
⑥業者等からの聴き取り	0	候補となりそうな業者として人事関連企業2者に照会したところ、うち1者より「1,000人以上の規模でなければ採算が見込めない」との回答があった。 また、前回入札説明会に参加した2団体へ連絡したところ、1者より「受託するための体制が整えられない」、1者より「地方移転のため、参加資格のうち『職員等による文書クーリエ』に対応できない」との理由で、辞退する旨返答があった。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		

法人における事後点検の結果講することとした措直

安定した業務実施体制を確保するため、新規業者が業務内容をより的確に把握できるよう、公告期間、説明会実施か ら質問受付締切までの日数を確保したが、次回入札においては、質問回答から提案書提出までの準備期間日数を増 やすこととしたい。また、候補になりうる業者について可能な範囲で情報収集に努め、入札参加を促したが、次回も同 様の方策を図りたい。

契約監視委員会のコメント

基金の取組みは妥当であると考える。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

本案件を審議した契約監視委員会の委員

- (注)1.「一者応礼・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応礼・1者応募についての改善 方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。